

國學院大學學術情報リポジトリ

いわゆる音義木簡とその依拠原典：
律令国家成立期の経典将来をめぐって：
特集『日本書紀』研究の現在と未来

メタデータ	言語: Japanese 出版者: 公開日: 2023-02-05 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 山本, 崇, Yamamoto, Takashi メールアドレス: 所属:
URL	https://doi.org/10.57529/00000616

いわゆる音義木簡とその依拠原典

— 律令国家成立期の経典将来をめぐって —

山本 崇

はじめに

いわゆる音義木簡は、漢字の読みを記した辞書的な木簡である^①。これまでに、滋賀県大津市北大津遺跡^②、奈良市二条大路溝状土坑、奈良県明日香村飛鳥池遺跡^③、徳島市観音寺遺跡^④、秋田県横手市観音寺廃寺^⑤、山口市吉田遺跡から^⑥、六点の出土が報じられている。そのうち観音寺廃寺を除く五点の木簡は、七世紀後半から八世紀前半までに属するものとされ、日本語の書記史にかかわる資料として斯界の注目を集めてきた。うち、植物名

を記した観音寺遺跡木簡と食品名を記した二条大路木簡の原典は、意味分類体の字書と推測される。他方、北大津木簡や飛鳥池木簡はある特定の原典の存在が推測され、近時出土した吉田遺跡の木簡が千字文音義鈔出であると見抜かれるにおよび、律令国家成立期における典籍将来の実態が窺われる資料として、さらなる価値を有することとなった。

以下この小稿は、音義鈔出木簡のなかでも比較的情報量の豊かな、飛鳥池遺跡と北大津遺跡の出土木簡を対象にその依拠原典を確認するとともに、そこから派生する律令国家成立期における典籍の将来にかかわる問題に論を及ぼしたいと思う。

一 飛鳥池遺跡の音義鈔出木簡

飛鳥池遺跡は、飛鳥寺東南の谷筋に位置する遺跡である。遺跡の性格は、谷筋を横断する東西塀の南北で異なり、南地区には天皇・国家に直属する工房、北地区には飛鳥寺三綱政所がおかれたとみられており、北地区からは、禅院にかかわるものなど、飛鳥寺とかかわる大量の木簡が出土している⁽⁸⁾。そのうちの一点の積文を掲げる(図1)⁽⁹⁾。

・ 汗 罽 彼 下 匠 ナ 恋 □ 写 上 横 営 詠
熊 吾 罽 彼 下 匠 ナ 恋 □ 写 上 横 営 詠

・ 蜚 伊 尸 之 忤 懼
「蜚伊尸之忤懼」

187×15×5 0.61

漢字とその読みが記された木簡で、字母として標出される文字は、以下の十文字である。

- ①熊②熊③匣④恋⑤写⑥横⑦営⑧蜚⑨尸⑩忤

高橋宏幸は、標出の十文字のうち九文字が見いだされたと指摘し、依拠原典の候補として仏説灌頂経卷十二をあげた⁽¹⁰⁾。慧眼であろう。仏説灌頂経は東晋の帛尸梨蜜多羅の訳ともいうが、

初め九経であったものに後人が後の三経を加えたとみられ、卷第十二にあたる仏説灌頂拔除過罪生死得度経は疑偽経とみられている。薬師如来本願経、薬師瑠璃光如来本願功德経、薬師瑠璃光七仏本願功德経の異訳という⁽¹¹⁾。この九文字について、大正新脩大藏経の該当部分を掲げる(以下、改行部分は「/」で示す)。

④恋 乃与世間衆魔從事、更作縛著不解行之。恋者婦女
恩愛之情、口/為説空行在有中、不能発覚復不自知。

(大正藏、二卷五三三頁中段8~10行目)

⑦営⑥横 是時当/有諸天善神、四天王龍神八部、当来
營衛/愛敬此経、能日日作礼。是持経者不墮横/死、
所在安隱惡氣消滅、諸魔鬼神亦不中害。

(大正藏、二卷五三三頁下段23~26行目)

③匣 圍繞百匣還本座/処、端坐思惟念薬師瑠璃光仏無量
功德。

(大正藏、二卷五三四頁上段2~3行目)

⑧蜚⑨尸⑩忤①熊②熊 亦応/礼敬瑠璃光仏、若夜惡夢鳥
鳴百怪蜚尸邪/忤、魍魎鬼神之所嫉者。亦当礼敬瑠璃
光/仏、若為水火所焚漂者。亦当礼敬瑠璃光/仏、若
入山谷為虎狼熊羆瘖裂諸獸象龍。

(大正藏、二卷五三四頁上段14~18行目)

灌頂経卷十二に見いだされない標出の一文字について、高橋は、写本の校異、誤写も考えさらに調査、検討してみたい、と述べるにとどめた。ただ、この文字には、実は少々複雑な経緯がある。「写(寫)」字は、一九九八年に初めて釈文が公表された段階には「葛」と釈読されており、高橋もこの字で検討を進めている。「葛」は、音読みはセキ、シヤク、訓はおほぼこ、おもだかで「葛」の譌字という。字鏡集に「ヲホハコ」の訓がみえる¹³⁾。動物名を記した「熊熊」に対して、「匣恋葛」は植物名と理解されていたらしい¹⁴⁾。ところが、この文字は、二〇〇七年に刊行された木簡の正報告『飛鳥藤原京木簡』一において「写」にあらためられた。釈文をあらためた経緯はつまびらかにしないが、「白」に似る字形を意識したからかと推察される。



奈良文化財研究所蔵

図1 飛鳥池遺跡出土
木簡 1318号 3:5



図2 丸都山城出土刻書瓦
3:10『丸都山城』(注
17)より転載)

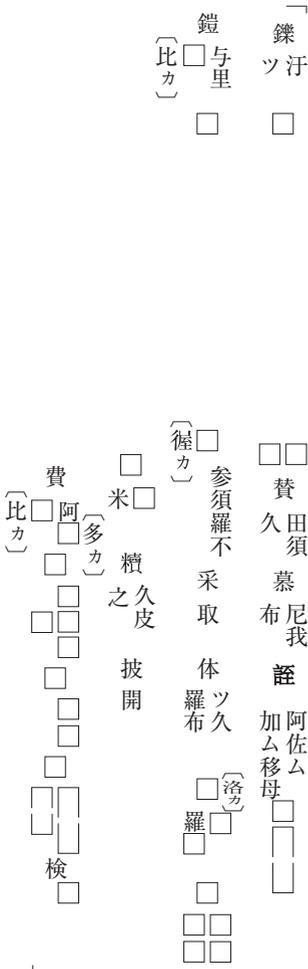
しかしながら、出土木簡や古代の文字による限り、「写(寫)」のワ冠が草冠に記される事例は寡聞にして知らない¹⁵⁾。概報段階の「葛」が、まだしも相応しいのではないだろうか。とはいえ、「葛」もまた仏説灌頂経にはみえない。問題の文字は、字形からすれば「葛」に近いが、この字もまた経文にみえず、烈火の如き部首に注目して経の文字を検じてみると、「為」「鳥」「罵」「篤」などが候補となるが、いずれも釈然としない。そこで、あらためて古代の出土文字資料の類例を東アジアのなかで検してみると、飛鳥池の音義鈔出木簡にみえる「写」と読まれた文字の字形と酷似する文字をみつけることができた。それは、中国吉林省、高句麗丸都山城の宮殿址から出土した刻書瓦の文字である(図2)¹⁷⁾。この瓦そのものの年代は不明であ

るが、宮殿址とされる礎石建ち瓦葺きの建物から出土する軒瓦は、千田剛道という高句麗編年七期（六世紀後半～六六八年）に属するもので、出土土器の様相とも矛盾しないとい⁽¹⁸⁾。白種伍の指摘によると、丸都山城から出土するもつとも多い刻書瓦は「鳥」字あるいは鳥を簡略化した絵画であるとい⁽¹⁹⁾、この瓦の文字を「鳥」と判断している。図2に掲げた文字が「鳥」と積読できるとするならば、酷似する飛鳥池木簡の文字も、すなわち「鳥」とみることができないのではないか。周知のごとく、推古朝には慧慈、僧隆、雲聡、曇徴など高句麗僧の渡来も頻繁に確認され、とりわけ慧慈は飛鳥寺に止住したと伝えることか

らすれば⁽²¹⁾、高句麗に由来する古い字形が飛鳥寺の周辺に伝来していたとしても、あながち不思議ではあるまい。
以上、飛鳥池遺跡出土の木簡にみえる標出の文字は、すべて仏説灌頂経卷十二の経文のなかで理解され、この木簡は、仏説灌頂経卷十二の音義鈔出と判断される。

二 北大津遺跡の音義鈔出木簡

次に、北大津遺跡の漢字とその読みが記された木簡の積文を掲げる（図3）⁽²²⁾。





下半部 3:5



全体 1:5

滋賀県立安土城考古博物館所蔵
奈良文化財研究所写真提供



上端部 3:5

図3 北大津遺跡出土木簡

字母として標出される文字は、以下の十三文字である。

- ① 鑠 ② 贊 ③ 慕 ④ 誣 (誣) ⑤ 鎧 ⑥ 徂 ⑦ 采 ⑧ 体 ⑨ 洛 ⑩ 糴 (精)
- ⑪ 披 ⑫ 費 ⑬ 檢

すでに指摘があるように、⑩ 糴の字体は見あたらない。「精」の異体字とみる意見が強く、その理解は、字形とともに、「久皮之」の訓からの推定であつたと思われる。この木簡の依拠原典は不明とされてきたが、あらためて検討してみると、前述の十三の標出文字のうち、② 贊③ 慕④ 誣⑤ 鎧⑦ 采⑧ 体⑩ 精⑪ 披⑫ 費⑬ 檢の十文字が、四分律刪繁補闕行事鈔（以下、行事鈔と略称する。）に見いだされた。行事鈔は唐の道宣の撰で、四分律行事鈔、行事鈔、行事刪補律儀、六卷抄ともいわれる。武徳九年（六二六）初稿、貞観四年（六三〇）重修とする説がとられてきたが、藤善真澄の研究により、貞観三年ないし四年成立、重修を同十年に比定すべきとの理解が示されている。

以下、大正新脩大藏經の該当部分を掲げる。注目すべきは、この十文字のうち⑦ 采⑧ 体⑩ 精⑪ 披⑫ 費の五文字が、冒頭の序に見いだされることである。初出を例示する。

⑪ 披⑩ 精 然則前修託於／律藏指事披文而用之。則在文信於美録。而／寄縁良有繁濫。加以学非精博。臆説尤多取／類寡於討論。生常異計斯集。致令弁析豐戾／軽重

倍分。衆網維持同異區別。

- ⑦ 采 余因聽采之暇顧昞群／篇、通非属意、俱懷優劣。
(大正藏四〇卷一頁上段 14 頁 18 行目)

- ⑫ 費 如是始終交映隱顯互出、／并見行羯磨・諸務是非・導俗正儀・出家雜法、／並皆攬為此宗之一見、用濟新学之費功焉。
(大正藏四〇卷一頁中段 3 頁 5 行目)

- ⑧ 体 然一部之文義、張三／位。上卷則撰於衆務成用有儀、中卷則遵於／戒体持犯立讖、下卷則隨機要行託事而起、／並如文具委、想無紊乱。

加えて、⑬ 檢は三箇所にみえる。初出を例示する。
(大正藏四〇卷一頁中段 11 頁 14 行目)

- ⑬ 檢 十明雜分物法、若在私莊寺致死、或／作僧使、在莊檢校而死、若有家人及比丘守／者、重物入亡者本寺、輕物随現分之、亦不得／尼衆分也。

(卷下一・二衣総別篇第十七 大正藏四〇卷一一七頁中段 12 頁 15 行目)

ただし、木偏と手偏とはよく通用するため、字母を手偏の「揆」とみるならば、序などに散見する。初出を例示する。

- ⑬ 揆 依文用之不弁前事、並言／章碎乱未可披揆。所以尋

求者非積学不知、／領会者非精鍊莫悉。

(大正蔵四〇卷一頁上段24～26行目)

次いで、行事鈔序には見いだされない②贊③慕④誣⑤鎧を確認する。②贊⑤鎧は、行事鈔のなかでそれぞれ一箇所だけ見いだされる。

②贊 四対処明用者、凡徒衆威儀事、在嚴／整清潔、軌行

可觀則生世善心、天龍叶贊。

(卷上二・僧綱大綱篇第七 大正蔵四〇卷二三頁上段23～24行目)

⑤鎧 至元嘉十年有僧伽／跋摩者、此云衆鎧。

(卷中一・随戒积相篇第十四 大正蔵四〇卷五一頁下段18～19行目)

③慕は、行事鈔全体で五箇所見いだされる。ここでは、初出を例示する。

③慕 故凡厠豫玄門／者、克須清禁無容於非、沐心道水者

慕存出／要無染於世。

(卷上二・標宗顕徳篇第一 大正蔵四〇卷四頁中段1～3行目)

④誣は誣と同字とされる。²⁶⁾かねてから、「誣(阿佐ム加ム移母)」は、助動詞と終助詞「むやも」に注目して、特定の漢文脈のな

かでの音義注釈、あるいは訓読の仕方を示していると指摘されていた。²⁷⁾「誣」字は、行事鈔には三箇所にみえる。以下、該当箇所を掲げてみる(書き下しは国訳一切経律疏部一による)。

若／不能答、有智人随有違者便随所誣謗罪、依／法治之。

(若し答ふる能はざるには、有智の人は違ある者に随ひ便ち誣謗する所の罪に随うて、法に依りて之を治すべし。)

(卷上二・僧綱大綱篇第七 大正蔵四〇卷二三頁上段3～5行目)

六者重事如誣。(六には重事を以て誣を加へ、)

(卷中二・随戒积相篇第十四 大正蔵四〇卷六三頁中段5行目)

五分若单白／白二差人惱者墮、僧差不羯磨。及余人作此／誣説口口吉羅。(五分に、若し单白・白二して差せる人を悩まさんには墮、僧差せるも羯磨せざると及び余人とに此の誣説を作さんには口々に吉羅なり。)

(卷中三・随戒积相篇第十四 大正蔵四〇卷七七頁下段9～11行目)

三例のうち、二例は「誣謗」「誣説」と熟語で読まれており、「むやも」と読むのは難しい。したがってその候補は、「六者

「重事如誣。」のみにしぼられる。国訳一切経は「加」とあらためるが、木簡を記した古代人は、「六には重事を以て誣かむやも」と訓み下したのではなからうか。上代語の文法につき、識者による検証を望む。

残された課題は、行事鈔に見いだされなかった三つの字母である。この三文字は、いずれも墨痕は不鮮明であり、実は釈読に問題が残るのかもしれない。①鏤は、古くに岸俊男が「鏤」と推定している。²⁸⁾「鏤」字も行事鈔にみえないが、同字の「鎖」は六箇所にみえる。②洛カとしたのはあるいは誤りで、旁の上半の墨痕がとくに不鮮明であることに鑑みれば、「浴」ではないだろうか。「浴」は、行事鈔に五十四箇所みえる。一案として示し、後考に俟ちたい。③徧カは、字訓の「參須羅不」をたよりに、新撰字鏡「佐須良戸阿留久」、類聚名義抄「サスラヘアリク」の字母ではないかと推定したが、この字は行事鈔に見いだされない。字訓の「參須羅不」は明瞭であるため、あらためて該当する文字を見極める必要がある。²⁹⁾

以上、北大津遺跡出土木簡に字母として標出される文字は、そのほとんどが行事鈔に見いだされることから、この木簡は、行事鈔の音義鈔出として理解できらるであらう。³⁰⁾

三 日本書紀にみる經典の将来

これまでの検討で、飛鳥池遺跡と北大津遺跡の木簡が、それぞれ仏説灌頂経卷十二、四分律刪繁補闕行事鈔の音義鈔出であることを明らかにした。以下、主に日本書紀に拠りつつ律令国家成立期の經典の将来過程を素描し、二点の木簡をそれに位置づけてみたい。³¹⁾

周知の事実であるが、列島への經典の将来は、公には欽明朝の仏教公伝にさかのぼる。³²⁾日本書紀によると、このとき百濟の聖明王から「経論若干卷」が献られたと伝え、続いて敏達天皇六年（五七七）十一月、再び「経論若干卷」が献られたとみえる（同月庚午朔条）。扶桑略記は、やや詳しくその事情を伝えており、「葉恒法花驗記云、敏達天皇六年丁酉、百濟国献経論二百余卷」。此経論中、法華同来」と記す。³³⁾以下、天武朝までの記録にとどめる經典将来の事例を確認してみる。推古朝には、厩戸皇子が「勝鬘経」「法華経」を講説したと伝え（十四年（六〇六）七月条、同年是歳条）、³⁴⁾舒明朝には「無量寿経」（十二年（六四〇）五月辛丑条）、さらに皇極朝には祈雨のために「大乘經典」（皇極天皇元年（六四二）七月戊寅条）や「大雲経」（同

月庚辰条) が転読されたという。

一切経の史料上の初見は、白雉二年(六五一)のことである。「於_レ味経宮、請_二千一百余僧尼_一、使_レ讀_二一切経_一。」と簡潔に伝える(同年十二月晦条)。あわせてこの夕、朝廷において燃灯供養が行われ、「安宅・土側等経」が読まれた^⑤。翌三年には、四月に「無量寿経」の講説(同月壬寅条)、年末に燃灯供養(同年十二月晦条)が、それぞれ内裏において催された。斉明朝には、「玉盃盆経」が講じられ(五年(六五九)七月庚寅条)、百濟禪尼が「維摩経」を講じて中臣鎌子の病気を平癒させたとい^⑥う。この時期の「一切経」にかかわり、道昭は、白雉四年の遣唐使として渡航し(同年五月壬戌条)、唐で玄奘から「舍利経論」を授けられ、斉明天皇七年(六六一)に帰国した後、「真身舍利一切経論」を「一処」に安置したと伝える。「一処」は、いわゆる本元興寺東南隅の禅院と考えられている^⑦。以上、孝徳朝から斉明朝にかけて、あたかも「一切経」が具備したかの叙述がみうけられるが、上川通夫が指摘するように、この時期の「一切経」は日本書紀史官による表現で、現実には可能な範囲での個別収集、との理解が穏やかであろう。

天武朝にいたり、二年(六七三)に「聚_二書生_一、始写_二一切経_一於川原寺。」とみえ、一切経写本の作成がはじまった(同年

三月是月条)。同四年の「遣_二使於四方_一、覓_二一切経_一。」は、原本となる良質の写本の収集を意図したものとみられる(同年十月癸酉条)。翌五年には、諸国で「金光明経」「仁王経」が説かれた(同年十一月甲申条)。六年八月には、「大設_二齋飛鳥寺_一、以讀_二一切経_一」とみえ、天皇自ら飛鳥寺南門に臨み礼拝した(同年八月乙巳条)。九年には「始説_二金光明経于宮中及諸寺_一」(同年五月乙亥朔是日条)、十四年には「金剛般若経」(同年十月是月条)、朱鳥元年(六八六)には「薬師経」「金光明経」「観世音経」の読誦が確認できる(同年五月癸亥条、同七月丙午条、七月是月条)。同年八月には「度_二僧尼并一百_一、因以坐_二百菩薩於宮中_一、読_二観世音経二百卷_一」とみえる(同年八月庚午条)。このほか、具体的な経典名は記されないが、十年閏七月(同月壬子条)、十四年九月(同月丁卯条)、朱鳥元年六月(同月丁亥条)に誦経や燃灯供養が確認できる。

以上の記事を通覧するならば、六世紀半ばに百濟からもたらされた経典は、およそ一〇〇年を経た七世紀半ば頃から、特定の目的のために効用をもつものが選択して用いられるようになったらしい。仏教思想の定着過程といえようか。具体的にみれば、皇極朝から斉明朝にかけて、祈雨のための大雲経、地鎮のための安宅経・土側経^⑧、祖先祭祀にかかわる玉盃盆経など、

天武朝には護国經典である金光明經、仁王經がみえ、さらに、天武天皇の末年には、天皇の病氣平癒のため、薬師經、觀世音經の読誦がしきりに行われている。

近年出土した木簡は、經典の将来を考える手がかりとなる。

・「己卯年八月十七日白奉經」

・「觀世音經十卷記白也」

186×33×4 011

この木簡は、奈良県明日香村の石神遺跡から出土したもので、『藤原木簡概報』二十一—二頁上(1)、己卯年は天武天皇八年にあたるから、觀世音經の名を記す、現在のところ列島で最古の資料といえる。「觀世音經」は、同じく明日香村の飛鳥池遺跡から出土した角材の三面に墨書した木簡にもみえる(二四五号)。朱鳥元年には、天武天皇不予にかわり、七月に諸王臣が天皇のために觀音像を造り、大官大寺で觀世音經を説かせ、翌八月には宮中で「觀音經二百卷」が読経された(同月庚午条)。なお、觀世音經は、法華經卷第七の觀世音菩薩普門品を抄出したもので、七世紀後半から八世紀にかけて独立した觀音信仰の經典として用いられることもあったというが、飛鳥池遺跡からは、「表」□「智カ」照師前謹白昔日所(裏)白法華經本借而□□「苑賜カ」と記され、法華經そのものを借

用したことを示す木簡も出土している(七〇五号)。推古朝の法華義疏以降、法華經の将来が確認される事例として貴重である。加えて、飛鳥池遺跡からは、般若心經を示すとみられる「多心經百合」(七一七号)^②。經典名は不明ながらもその貸借にかかわる「経借同日」と記された木簡(一六〇号)、經典を納めた「経藏益」に付けられたキーホルダーの木簡も出土している(二三八号)。藤原京跡から出土した僧歴名は、「飛」が飛鳥寺の意とすれば、同寺僧が列記され写経や読誦の分担を示したものである可能性がある(「藤原宮木簡一」四四九号)。

ところが、觀世音經とともに病氣平癒のために読まれた薬師經は、現在のところ木簡には認められない。また、飛鳥池木簡の依拠原典である灌頂經も、これまた日本書紀や木簡にはみえない。しかしながら、仏説灌頂經卷十二は前述の通り薬師如来本願經などの異訳であり、木簡にみえないとはいえ、薬師經ないしその異訳經が受容されていたことは、疑う余地はあるまい。薬師經にかかわる信仰は、法隆寺金堂薬師像の光背銘がその最古の遺例とみられ、天武朝には、朱鳥元年五月に、川原寺で薬師經講説が催され(同月癸亥条)、それに先立つ天武天皇九年十一月には、皇后不予の平癒のため(本)薬師寺を発願しており(同月癸未条)、その造営は、天武朝の新益京造営段階に進

められていたことが明らかにされている⁽⁴⁵⁾。現世利益にかかわる観世音経と薬師経という二つの經典が、日本書紀や木簡に散見する点は、当該期の仏教信仰の姿を考える上で、見過ごすべきではないと思われる。

四 行事鈔音義鈔出と道昭

最後に、北大津木簡にかかわり、行事鈔の将来について検討する⁽⁴⁶⁾。従来の理解は、鎌倉時代の東大寺僧凝然が著した三國仏法伝通縁起の記述を基礎とするものであった⁽⁴⁶⁾。

天武天皇御宇詔「道光律師」、為「遣唐使」、令「学」律藏。奉「勅」入唐、經「年」学「律」。遂同御宇七年戊寅帰朝。彼師即以「此年」、作「二」卷書、「名」依四分律抄撰録文。即彼序云、戊寅年九月十九日大倭国浄御原天皇大御命、勅「大」唐学問道光律師、「撰」定行法「一」已上。奥題云、依四分律撰録行事卷一「一」已上。浄御原天皇御宇已遣「大」唐、「令」学「律」藏。而其帰朝、与「定」慧和尚「二」同時。道光入唐、未「詳」何年。当「三」日本国天武天皇御宇元年壬申至「七」年戊寅歳「者」、厥時唐朝道成律師・滿意・懷素・道岸・弘景・融濟・周律師等、盛弘「律」藏「之」時代也。道光定詔「彼」律師等、「習」学「律」宗。

南山律師行事鈔心「此時道光齋来」所「以」然者。古徳記云、道宣律師四分律鈔、自「昔」伝来。而人不「披」読「空」送「年」月。爰道融禪師自披「三」読之、為「レ」人講「レ」之。自「レ」爾已後、事鈔之義人多説伝「一」已上取意。道融并智璟皆是通「達」律藏「之」人。道融禪師聖武天皇御宇天平年中、朗「良」カ「弁」僧正由「靈」夢告、「請」道融禪師、「為」説戒師「行」布薩法。此即梵網菩薩説戒。即請「智」璟法師、「令」講「行」事鈔。

これによると、道光が初めて行事鈔を日本に将来したこと、道融が長らく読まれなかったことを憂いて自ら読み、天平年間（七二九〜七四九）には智璟の要請によりこれを講じたという。懐風藻の道融伝によると、「遂脱「俗」累、「落」飾出家、精進苦行、留「心」戒律。時有「宣」律師六帖鈔。辞義隱密、当時徒絶無「披」覧。法師周觀、未「踰」浹辰、「敷」講莫「不」洞達。世説「此」書、「從」融始也。」とみえ、世間で「宣」律師六帖鈔⁽⁴⁷⁾を読むようになったのは、道融からはじまった、と伝える。道融の事績を高く評価するものといえよう。さらに、

天武天皇御宇戊寅已後經「五」十九年、「至」聖武天皇御宇天平八年丙子、「大」唐道璿律師来朝。此時、多齋「華」嚴章疏及律宗行事鈔等「来」朝。璿公住「大」安寺、「恒」講「律」藏行事鈔等。「厥」時人多習「学」律藏。即於「大」安寺「最」初講「行」事鈔。

とみえ、唐から来朝した道瑤が大安寺に住み、つねに律藏や行事鈔を講じたという。

三国仏法伝通縁起は、行事鈔が鑑真以前に日本に将来された事実を明確に伝えている。その時期は、道光将来説によると、天武天皇七年（六七八）となる。ところが、北大津遺跡の音義鈔出木簡の年代は、近江大津宮の時代頃とみるのが通説である⁽⁴⁸⁾。そうであるならば、木簡の年代は、行事鈔の将来時期との関係から、あるいはやや時代を降らせて理解する必要があるのかもしれない。しかしながら、鎌倉時代に成立した伝記にいかほどの信をおくべきか。北大津遺跡の音義鈔出木簡の年代を近江大津宮の時代頃とする通説に与してもなお成立の余地はないか、検討を加えてみたい。

かかる観点から注目すべきは、禪院寺経の存在である。天平十八年頃には、「禪院寺経目錄一卷」が確認され⁽⁴⁹⁾、翌十九年十月九日の注文には、四一三巻が「禪院之本、帙六枚」と記されている⁽⁵⁰⁾。その所蔵リストの一端が窺われる天平十九年十月九日写疏所解には、九〇におよぶ論疏が記されており、そこに「六卷抄（宣律師撰、白紙）」の記述が認められるのである⁽⁵¹⁾。いうまでもないが、六卷抄は行事鈔の別称である。

石田茂作は、この論疏について「尚厳密なる考証家の批判を

俟たねば十分でないと思ふが」と断りながらも、「それを道昭将来の経疏と見て差支無いだらうと思ふ」と指摘した⁽⁵²⁾。このリストに、「勝鬘経疏三卷（白、上宮王製）」、すなわち厩戸皇子の勝鬘経義疏が含まれていることをもって、そのすべてが道昭将来経であったとは限らないとみる理解もあるが、帰国後禪院を建てた後に所蔵の経論が増加するのは当然ともいわれ、大多数は道昭によってもたらされたものとみられている⁽⁵³⁾。禪院寺経の重要性と一括性は、延喜式に「凡禪院寺経論、三年一度曝涼、省・寮・僧綱・三綱・檀越等相共檢校。」とみえ、さらに伊豆国正税に「禪院料一千束」が充てられるなど、国家による特別な管理を規定する点からも窺われる⁽⁵⁴⁾。禪院寺経は、そのすべてが将来経とはいえないまでも、道昭の旧蔵書という希代のまとまりをもつが故に、後世まで尊崇されたとみるべきであろう。そうであるならば、このリストにみえる六卷抄（行事鈔）は、道昭の蔵書に由来し、おそらくは斉明天皇七年（六六一）に帰国した際に将来したものである可能性は否定できない。

むしろ、将来の契機は道昭一人に限られる訳ではない。勝浦令子は、道宣と倭国からの留学僧で伝不詳の僧会承とのエピソードをふまえ、こうした中国高僧の警咳に接して帰国した者が、道宣周辺の仏教文化を七世紀前半段階でも伝えた可能性は

高く、さらに、その後の留學生・僧が、道宣が上座に招かれた長安西明寺との関係を継続し、道宣の著作などを受容するルートを七世紀後半から形成していたと指摘する。傾聴すべき理解であり、行事鈔将来の歴史的条件は、すでに整っていたとみて大過あるまい。

以上、近江大津宮の時代における行事鈔の将来は、蓋然性が高い推測と思う。それでは、行事鈔音義鈔出ともいべき木簡は、なぜ近江で出土したのか。道昭の事績を手がかりに、考察を一步進める。注目すべきは、宇治橋架橋を含む、帰国後の天下周遊である。竹内亮の指摘によると、宇治橋は、近江遷都を契機として「菟道守橋」による官道の施設として管理されており(天武天皇元年(六七二)五月是月条)、その造営時期は遷都と重なる可能性が高いという。加えて、この時期の道昭は、飛鳥寺と大津を結ぶ交通路を中心に活動していたらしい。このルートにかかわり、網伸也は、興味深い考古学的指摘をしている⁽³⁷⁾。すなわち、同一の原型に由来する自立型火頭型三尊塼仏が、大倭・河内・山背・近江に分布すること、塼仏の分布する地域の中心となる山背の山崎廃寺は、飛鳥寺の禅院と同範瓦が出土するのみならず、山崎橋は「船大徳」すなわち道昭によるものと伝えられ、橋に近接する山崎廃寺も道昭の創建にかかる可能

性が高いという⁽³⁸⁾。加えて、滋賀県穴太廃寺の再建講堂須弥壇から、同じく火頭型三尊塼仏が出土する点は重要であろう。同寺の再建寺院(上層遺構)は造都に伴うとみられており、この時期の近江における道昭の足跡は確かなものと判断される。

してみれば、北大津の音義鈔出木簡が近江に出現する契機は、道昭の天下周遊にかかる活動との関係で理解しうる可能性がある。推測を逞しくすれば、この木簡は、道昭にきわめて近い集団に属する者で、「誣(阿佐ム加ム移母)」と日本語として訓むことからすれば、中国語に精通しない、おそらくは唐への留学経験のない僧によるものではなからうか。

結 び

この小稿は、飛鳥池遺跡の木簡が灌頂経卷十二の音義鈔出であるとする先学の指摘を深めるとともに、北大津遺跡の木簡が四分律刪繁補闕行事鈔の音義鈔出であることを指摘した。かかる事実に基づき、律令国家成立期における經典将来史にいささかの知見を加えることができるのではないかと考え、愚見を示したものである。筆者は上代語学にも仏教史にも暗く、思わぬ誤謬もあらうかと思う。諸賢のご批正と示教を請う次第である。

気がかりな点がある。一つは、二点の音義鈔出木簡が、期せずしてともに道昭とその周辺から出土していることである。もう一つは、ともに經典の音義鈔出でありながら、二点の形状は全く異なっていることである。大型の北大津木簡は、複数の目にとまるよう揭示された可能性などが考えられるかもしれない。ともあれ、音義鈔出木簡が、古代寺院の写経や教学の場においてどのように用いられたのか、その用途や機能の解明は、遺憾ながらも今後の課題とせざるをえない。

末尾ながら、日本書紀の特集号に、日本書紀の時代を扱ったに過ぎぬ拙ない小稿しか提出することができなかった。豁如たる対応をされた関係の皆様へ深謝し、擲筆する。

- (1) 吉岡眞之「古代の辞書」(上原真人ほか編『列島の古代史6 言語と文字』岩波書店、二〇〇六年)。小稿でいう音義は、「典籍の中から字句を抄出して、その発音と意味とを解説した書の称。音義書ともいう。」(国語学会編『国語学大辞典』東京堂出版、一九八〇年。「音義」築島裕執筆)にしたがう。ただし、木簡の場合、音義(書)に掲出された文字から、さらにその一部を鈔録、あるいは抜き書きしたものともみられるため、その使われ方を考慮して、以下、音義鈔出木簡と称する。
- (2) 林紀昭・近藤滋「北大津遺跡出土の木簡」(『滋賀大国文』一六、一九七八年)・同「北大津遺跡出土の木簡」(奈文研『第三回木

簡研究集会記録』一九七九年)。

- (3) 奈文研『平城木簡概報』三十一頁下段。
- (4) 奈文研『飛鳥藤原京木簡』一、一三一八号。以下、飛鳥池遺跡出土木簡は木簡番号のみを記す。
- (5) 助徳鳥巢埋蔵文化財センター『観音寺遺跡Ⅰ(観音寺遺跡木簡篇)』(二〇〇二年)・『木簡研究』二二—二〇五頁(3)・和田萃・藤川智之「徳島市観音寺木簡の歴史的意義」(『真朱』九、二〇〇一年)。
- (6) 秋田県埋蔵文化財センター『観音寺院跡』(二〇〇一年)・『木簡研究』二四—一九頁(1)。その時期は平安時代末期から中世初頭までに属するとみられ、ほかの五点とはやや性格を異にする。
- (7) 『木簡研究』二三八—二五九頁(1)・山口大学埋蔵文化財資料館『山口大学埋蔵文化財資料館年報—平成二五年度』(二〇一八年)。
- (8) 奈文研『飛鳥藤原京木簡』一「総説」。竹内亮「飛鳥池遺跡北地区出土木簡と飛鳥寺」(『日本古代の寺院と社会』塙書房、二〇一六年)。
- (9) 飛鳥藤原第八次調査で検出した土坑SK—二六出土。戊辰年(文武天皇二年)六九八。一三〇四・一三一四号、郡里制下の荷札木簡(一三〇八—一三二三号)が出土しており、七世紀末から八世紀初頭にかけてのものとみられる。「匣」の字形は「運」。
- (10) 高橋宏幸「飛鳥池遺跡出土「音義木簡」の依拠原典について」(『国文学論考』四八(都留文科大文学会)、二〇二二年)。
- (11) 鎌田茂雄ほか編『大蔵経全解説大事典』(雄山閣出版、一九九八年)、131仏説灌頂経。
- (12) 奈文研『飛鳥藤原木簡概報』十三—二〇頁上段。
- (13) 『大漢和辞典』九卷九三二頁(三三二—三三三番)、同九八五頁(三三三—三三三番)。
- (14) 龍谷大学本字鏡集巻第二、三十三帖表「龍谷大学仏教文化研究所編『字鏡集』上、龍谷大学善本叢書八、思文閣出版、一九八八年)。

- (15) 寺崎保広「奈良・飛鳥池遺跡」(『木簡研究』二二、一九九九年)。
- (16) 奈文研「改訂新版 日本古代木簡字典」(二〇一三年)、秦公・劉大新編「碑別字新編 修訂本」(文物出版社、二〇一六年)、潘重規編「敦煌俗字譜」(石門圖書、一九七八年)、黃征「敦煌俗字典」(上海教育出版社、二〇〇五年)などを検索した。
- (17) 吉林省文物考古研究所・集安市博物館「九都山城―二〇〇一、二〇〇三年集安九都山城調査試掘報告」(文物出版社、二〇〇四年)、図九四―一。報告書は、九都山城は、東晋咸康八年(三四二)の慕容皝の攻撃による戦禍で壊滅したとみている。なお、報告書は釈読案を示していない。
- (18) 千田剛道「高句麗都城の考古学的研究」(北九州中国書店、二〇一五年)。
- (19) 白種伍「고구려 성과 출토 문자기와 집안지역을 중심으로」(『성곽과기와』 한국기와학회・한국성곽학회、二〇一三年、図五。筆者は外国語に疎く、ハングルの文献は全く読むことができない。この論文を引用した李銀眞「刻書瓦からみた高句麗遺民の痕跡―京都府木津川市の高麗寺跡出土瓦を通して」(『東アジア瓦研究』六、二〇一九年)を参照した。
- (20) 日本書紀推古天皇元年(五九三)四月己卯条、同三年五月丁卯条、二十三年十一月癸卯条(以上懸慈)。同十年閏十月己丑条(僧隆・雲聡)。同十八年三月条(曇徴)。
- (21) 日本書紀推古天皇四年(五九六)十一月是日条。
- (22) 飛鳥資料館「木簡黎明―飛鳥に集ういにしえの文字たち」(飛鳥資料館図録第五三冊、二〇一〇年)三三二号・『木簡研究』三三一―三四五頁(1)。
- (23) 木簡の再釈読は、展示を契機として筆者が主導した。
- 第三回木簡研究集会における井上光貞の指摘が早いようである(林・近藤「北大津遺跡出土の木簡」一九七九年前掲。東野治之は、「平城木簡概報」十一―一四頁下段)にみえる「積」の事例から、「精」の異体字とみている(東野「最古の万葉仮名文」『書の古代史』岩波書店、一九九四年。初出一九九二年)。
- (24) たとえば、西本龍山「四分律刪繁補闕行事鈔解題」(『国訳一切経和漢撰述 律疏部二』大東出版社、一九五九年第二次校訂版所収。鎌田ほか編「大蔵経全解説大事典」(前掲)、「1804四分律刪繁補闕行事鈔」。
- (25) 藤善真澄「中期の道宣」(『道宣伝の研究』京都大学学術出版会、二〇〇二年)。行事鈔にかかわる近年の研究として、戸次顕彰「四分律行事鈔」の文献的性格について(『印度學佛教學研究』六三―一、二〇一四年)、同「道宣の『四分律行事鈔』撰述とその背景―僧祐の著作活動との類似性」(『佛教學セミナー』一〇〇、二〇一四年)、大内文雄編訳『唐・南山道宣著作序文訳註』(龍谷叢書五〇、法藏館、二〇一九年)など。
- (26) 観智院本類聚名義抄法上、三三帖表(天理大学附属天理図書館編集「類聚名義抄 観智院本 二法」新天理図書館善本叢書一〇、八木書店、二〇一八年)。
- (27) 佐藤宗諱「北大津遺跡」(木簡学会編「日本古代木簡選」岩波書店、一九九〇年)、東野「最古の万葉仮名文」(前掲)、犬飼隆「日本語史料としての七世紀木簡」(『木簡による日本語書記史』[2011増訂版]笠間書院、二〇一一年。初出二〇〇一年)。なお犬飼は、平安時代の調点資料に「イツワル」の訓が多い「誣」について、冥報記長治二年(一一〇五)点に「アザムク」があることから、この原典は仏教説話かと推測していた。
- (28) 林・近藤「北大津遺跡出土の木簡」(一九七九年前掲)。なお、東寺金剛藏大毗盧遮那経疏卷三に、「鑽ウツ」の訓があるが(築島裕編「訓点語彙集成」第二巻うか、汲古書店、二〇〇七年)、「鑽」字は行事鈔に見いだせない。
- (29) 加えて、四行目「費」の次の字母は、旁が「奥」であると指摘したが

- (第三二回木簡学会研究集会口頭報告、二〇一〇年)、行事鈔に見いだせる文字による限り「襖」が該当する。
- (30) 行事鈔などにみえる語句を記した木簡の類例は、奈良時代後半以降の、奈良市西大寺旧境内出土五〇号木簡が知られる(奈良市埋蔵文化財調査センター『西大寺旧境内発掘調査報告書』二〇一三年)。
- (31) 堀池春峰「仏典と写経」(『南都仏教史の研究』遺芳篇、法藏館、二〇〇四年。初出一九八三年)、青木紀元「日本書紀に見える仏典—金剛経・仁王経」(『祝詞古伝承の研究』国書刊行会、一九八五年)、上川通夫「一切経と古代の仏教」(『日本中世仏教史料論』吉川弘文館、二〇〇八年。初出一九九八年。以下、上川の見解はこれによる。勝浦令子「仏教と経典」(上原真人ほか編『列島の古代史7 信仰と世界観』岩波書店、二〇〇六年。以下、勝浦の見解はこれによる)、榎本淳一「日本古代における仏典の将来について」(『日本史研究』六一五、二〇一三年)などを参照した。
- (32) 日本書紀欽明天皇十三年(五五二)十月条。上宮聖德法王帝説、元興寺縁起。以下煩瑣を避け、日本書紀の注記は本文中に略記する。
- (33) 扶桑略記敏達天皇六年(五七七)十月条所引、葉恒法花験記。
- (34) このほか、日本書紀によると、推古朝のこととして、「方広経」に帰依した聳者の事例が伝わる(上巻第八縁)。
- (35) 扶桑略記によると、安宅経は、推古天皇十一年(六〇三)十月、小墾田宮に遷る際「太子命 諸法師、講安宅経。」とみえる(同月条)。
- (36) 扶桑略記齊明天皇二年(六五六)同年条。このほか扶桑略記によると、「維摩経」(同四年条)、「仁王経」(同六年三月条)がみえるほか、日本書紀によると、齊明朝のこととして、百濟僧義覚が「心経」を一々に百遍念誦したという(上巻第十四縁)。
- (37) 続日本紀文武天皇四年(七〇〇)三月己未条。
- (38) 日本三代実録元慶元年(八七七)十二月十六日壬午条。
- (39) 福山敏男「禪院寺」(『奈良朝寺院の研究』綜芸舎、一九七八年。一九四八年原本発行)、堀池春峰「平城石京禪院寺と奈良時代仏教」(『南都仏教史の研究』遺芳篇、前掲。初出一九五二年)、藤野道生「禪院寺考」(『史学雑誌』六六—九、一九五七年)、佐久間竜「道昭」(『日本古代僧伝の研究』吉川弘文館、一九八三年。初出一九七二年)、水野柳太郎「道昭伝考」(『奈良史学』一、一九八三年)、三崎裕子「奈良時代における禪院の機能と性格」(『史論』四四—一九九一年)、小倉慈司「道昭(鎌田元一編『日出づる国の誕生』古代の人物1、清文堂、二〇〇九年)など。
- (40) 「安宅・土御等経」は、正倉院文書にみえる「安宅墓土御経」との関係が指摘される(増尾伸一郎「日本と朝鮮における道教と佛教の傳播」『道教と中國撰述佛典』汲古書院、二〇一七年。初出二〇〇一年)。
- (41) このほか、日本書紀によると、慶雲二年(七〇五)のこととして、冥界で悪行の報いを受ける亡妻・亡父に再会した膳臣広国が地獄から生還する手助けをした少子が、稚かりしときに写した「観世音経」であったという説話が伝わる(上巻第三十縁)。速水侑「観音信仰」(『埴選書七二、埴書房、一九七〇年)、同「奈良朝の観音信仰について」(『速水侑編「観音信仰」民衆宗教史叢書七、雄山閣出版、一九八二年)などを参照した。
- (42) 般若波羅蜜多心経(般若心経)は、貞観二十三年(六四九)玄奘が訳し、道昭が将来した可能性が指摘される。前述のごとく、日本書紀上巻第十四縁にもみえる。
- (43) 上代文献を読む会編『古京遺文注釈』(桜楓社、一九八九年)。
- (44) 本薬師寺の造営過程は、花谷浩「本薬師寺の発掘調査」(『仏教美術』二三五、一九九七年)、高田寛太「本薬師寺の創建軒瓦」(『奈文研』古代瓦研究V、二〇一〇年)参照。
- (45) 山口敦史「釈道融伝の「六帖抄」について—古代日本における「四分

- 律刪繁補闕行事鈔」の伝来と受容(『懐風藻研究』二、一九九八年)。日本古代の四分律については、杉本一樹「聖語藏経卷『四分律』について」(『正倉院紀要』二九、二〇〇七年)から多くを学んだ。
- (46) 三国仏法伝通縁起卷下(『大日本仏教全書』一〇一所収)により、句読点をあらためた。
- (47) 「六帖抄」は、写本によると「六卷抄」とするものもあることから、先行の諸注釈は道宣の行事鈔と理解してきた。小島憲之校注「懐風藻文華秀麗集、本朝文粹」(『日本古典文学大系』六九、岩波書店、一九六四年)、辰巳正明「懐風藻全注釈」(笠間書院、二〇一二年)など参照。
- (48) 中西常雄「北大津遺跡出土の須恵器資料」昭和四八年度の調査より(『滋賀県文化財保護協会』「滋賀文化財だより」一一、一九八六年)。ただし、流路から出土しており、考古学的な年代は確定しない。稲垣信子は、北大津木簡の年代を「近江大津宮時代のもの」と限定するのは確実性が低い」として、平安時代以降のものとして理解するのだが(『稲垣「北大津遺跡出土木簡の成立年代について」』『同志社女子大学大学院文学研究科紀要』一三、二〇一三年)、古韓音「移」の存在や、「羅」などに特徴的な書風による限り、七世紀後半に属するという判断は動かないものと思われる。
- (49) 天平十八年(七四六)カ十二月十四日経巻納櫃注文(『正倉院文書正集第四三巻裏二紙・『大日本古文書』二十四—三九〇頁)。
- (50) 天平十九年(七四七)三月一日検定本経注文(『正倉院文書続々修第一四帙第七卷14紙・『大日本古文書』九—三三四頁)。
- (51) 天平十九年(七四七)十月九日写疏所解(『正倉院文書正集第二巻裏5—4紙・第一巻裏17—16紙、『大日本古文書』二十四—四四三—四四七頁)。
- (52) 石田茂作「写経より見たる奈良朝仏教の研究」(『東洋文庫』一九三〇年)。
- (53) 福山「禪院寺」(前掲)、藤野「禪院寺考」(前掲)など。
- (54) 水野「道照伝考」(前掲)、佐久間「道昭」(前掲)。
- (55) 延喜式卷二十一玄蕃寮84禪院寺経論条。延喜式卷二十六主税上5出萃本稲条(伊豆国正統)。
- (56) 竹内亮「宇治橋断碑について」(角谷常子編『古代東アジアの文字文化と社会』臨川書店、二〇一九年)。宇治橋断碑については、和田萃「道昭と宇治橋」(『藤井寺市史紀要』一、一九九〇年)、仁藤敦史「宇治橋断碑の研究と復元」(小倉慈司・三上喜孝編『古代日本と朝鮮の石碑文化』国立歴史民俗博物館研究叢書四、朝倉書店、二〇一八年)を参照。
- (57) 網伸也「八坂寺の伽藍と塙仏」(岡内三眞編『技術と交流の考古学』同成社、二〇一三年)。
- (58) 長安で製作された塙仏を将来した人物に道昭を推定する見解は、石橋知慧「初唐文化の日本への伝播と吸収過程—長谷寺藏法華説相図銅板をその一例として」(『国際交流美術史研究会』『東洋美術史における西と東—対立と交流』一九九二年)。
- (59) 滋賀県教育委員会・大津市教育委員会「穴太廃寺」(一九八七年)。林博通「穴太廃寺」(小笠原好彦ほか『近江の古代寺院』(真陽社、一九八九年)。

付記

小稿の構想段階で、石田由紀子、今井晃樹、遠藤慶太、杉本一樹、竹内亮、東野治之の各氏にさまざまな形でご教示を得た。篤くお礼申し上げる。ただし、ご見解には相違もあり、文責はすべて筆者に属する。なお、大蔵経の検索には、SATA「大正新脩大蔵経テキストデータベース」を利用し、その引用は刊本を用いた。